

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年2月13日（平成29年（行個）諮問第33号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行個）答申第45号）

事件名：本人が受けた特定被相続人の相続税調査に係る質問応答記録書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人が受けた、被相続人特定個人A（特定年月日相続開始）または被相続人特定個人B（特定年月日相続開始）の相続税調査に係る質問応答記録書の全て（ただし、開示済の平成28年3月25日付及び同年4月18日付の記録書を除く）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月23日付け特定記号1-27により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである（審査請求書及び意見書に添付された資料の内容は省略する。）。  
（1）審査請求書

##### ア 事実の概要

##### （ア）本件の開示請求に対する不開示決定処分

審査請求人（以下、第2の2（1）においては「請求人」という。）は、平成28年7月29日、「開示を請求する保有個人情報」として、「審査請求人が受けた、被相続人特定個人A（特定年月日相続開始）または被相続人特定個人B（特定年月日相続開始）の相続税調査に係る質問応答記録書の全て（ただし、開示済の平成28年3月25日付及び同年4月18日付の記録書を除く）」と記載し、処分庁に対し開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

本件開示請求に対し、処分庁は、平成28年8月23日付けで、

「開示請求に係る保有個人情報、作成しておらず、保有していないため」との理由で、全部不開示決定処分をした。

(イ) 本件開示請求を行う前に行われた各開示請求の経緯

本件開示請求をする前に、既に他の日に作成された質問応答記録書2通の開示を受けていたが、請求人及び質問調査に立ち会った特定税理士は、平成28年2月24日にも請求人に対する質問応答記録書が作成されたはずであるとして（以下、第2の2（1）においては、同日付けのあるべき質問応答記録書を「本件文書」という。）の結果に疑問を抱いていた。

本件開示請求をする際に、文書の作成の有無及び存否を再度調査させるため、「開示請求に当たっての申入書」として処分庁に書面を提出しており、各開示請求の経緯については、この書面に記載するとおりである。

イ 本件文書が作られるべき状況にあること

(ア) 国税通則法等の規定

国税通則法（以下「通則法」という。）74条の3第1項は、相続税に関する調査において、国税庁等の職員が、その納税義務がある者又は納税義務があると認められる者（以下「納税義務者等」という。）に質問することができる旨を定めている。

国税庁は、「質問応答記録書」の書式、その記載事項や作成方法についての手引を作成し、各国税局長を通じて、国税局及び税務署職員に配布している。「質問応答記録書」は、「調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する行政文書である」とされており、上記通則法を根拠としていると考えられる。

通則法は、質問応答記録書の作成を常に求めているものではないが、手引では「納税義務者等の回答内容そのものが課税要件の充足のための直接証拠となる事実や、直接証拠の収集が困難であるため、納税義務者等の回答内容を立証の柱として更正決定等をすべきと判断する事案もある。」としており、質問応答記録書の作成が重要な職務となっていることが分かる。

(イ) 税務調査の状況

- a 請求人は、自らが受けた処分庁による課税処分に対する不服申立ての準備のため、本件開示請求を行ったものである。処分庁は、請求人の実姉である亡特定個人B相続及び請求人の実母で

ある亡特定個人A相続に関して税務調査を行い、後者の相続につき、請求人のほか、亡特定個人Bの実子で、亡特定個人Aの孫養子に当たる特定個人C及び特定個人Dに対し、重加算税賦課決定処分等（以下「本件課税処分」という。）を行った。処分庁は、平成27年12月1日に税務調査を開始したが、そのうち質問調査は、平成28年2月24日、同年3月25日、同年4月18日に請求人に対し、同年2月8日、同月15日、同年3月3日に特定個人Cに対し、同月1日、同月24日、同年4月18日に特定個人Dに対し、それぞれ行われた。処分庁は、質問調査を行った事実は認めており、争いはない。

b これらの計9回の質問調査に関し、平成28年2月24日の請求人に関する質問応答記録書以外の質問応答記録書は全て、保有個人情報開示請求により開示を受けた。

平成28年2月24日に質問応答記録書を作成しなかったことに関し、処分庁の特定部特定課の職員ら（以下「処分庁職員ら」という。）は、質問調査の時間は短い時間であったから作成をしなかった、常に作成するとは限らないなどと述べている。

しかし、質問調査の時間は、午後3時から7時頃まで4時間であり、手書き2、3頁程度の質問応答記録書を作成することができないほど短い時間ではない。また、本件では、特定個人C及び亡特定個人Bの「隠ぺい又は仮装」の事実認定を必要とする処分であるが、特定個人Cが2月8日、15日の調査では、これを正面から認める供述をしていなかったという経緯がある。すなわち、特定個人Cからはいわば「自白」という直接証拠を得られなかった状況で、請求人に対する初めての質問調査における質問応答記録書の作成は、処分庁にとって、重要な証拠収集の方法であったといえる。

よって、処分庁の主張は合理的ではなく、本件文書が作られるべき状況にあったことは明らかである。

ウ 請求人及び同人の税務代理人は、本件文書が作成されたことを記憶又は記録していること

(ア) 請求人の記憶

請求人は、会社員であった夫の妻として長年主婦をしてきた、調査当時68歳の女性であり、税務調査を受けるのは、本件が初めてであった。請求人は、質問調査を計3回受けているが、通常しない特別の経験として、例えば各調査で自らが押印に使用した印鑑のことなどを克明に覚えている。

これに対し、処分庁職員らは、臨宅調査事績書や使用印鑑の印影

一覧表を作成したから、これと混同しているのではないかなどと述べる。

しかし、請求人は、他の日と同様の書類が作成され、最後に署名押印したと述べているから、上記のような他の書類と混同しているとは考えられない。

#### (イ) 特定税理士の調査経過に関する記録

特定税理士は、特定個人Cから依頼を受けて、請求人と特定個人Dに対する質問調査も含む、平成28年2月24日以降の全ての質問調査に立ち会い、また、処分庁職員らとの話し合い等も行い、その質問応答内容や話し合いの内容を記録してきた。特定税理士が、その都度の記録を特定個人Cらのためにまとめて作成したものが、同年5月1日付け「相続税調査経過報告書」である。

特定税理士は、特定国税局職員として法人税の税務調査等を経験した後、退任し、現在は税務調査の立会いも含む税理士業務を行う者であり、税務調査に関する知見と経験は豊富であって、その報告書の信用性は高い。

報告書を具体的に見ると、例えば、平成28年3月3日は、特定個人Cに対する質問調査が行われたが、質問応答記録書が作成された旨の記載はなく、翌日4日、「質問応答録を作成」という記載がある。これは、3月3日午前10時から午後5時頃まで長時間にわたる調査となったにもかかわらず、質問応答記録書を完成させず、翌日になって処分庁職員らが完成し持参してきた同記録書に、特定個人Cが署名押印したという、書面上動かし難い事実と一致するものである。

よって、「質問応答録を作成」という記載は、質問応答記録書が署名押印によって完成したという事実を報告するものとして、極めて信用性が高いといえる。

#### エ 税務調査手続全般の適正に疑いがあること

##### (ア) 質問応答記録書の作成及び保管がずさんであること

- a 平成28年3月25日、請求人に対する質問調査は、請求人の自宅において、「質問者」を処分庁職員である特定職員E、「記録者」を同職員である特定職員Fとして行われた。しかし、特定職員Eは奥書以下の「質問者」の署名押印をその場ではせず、同月30日になって署名押印しようとしたところ、請求人の自宅に臨場していない特定職員Gが誤って「質問者」の箇所に署名押印をした（以下「本件署名押印誤り」という。）。

本件署名押印誤りの事実は、平成28年3月30日付けの調査報告書の記載のとおりであり、処分庁が認める場所である。

b 同報告書では、「納税者の事情に配慮し」とあるが、質問者が署名押印をする時間はわずかであるから、何ら合理的な理由となっていない。むしろ、前日3月24日の質問調査でも同様に「質問者」を記載しないまま、土日曜日を除いて4ないし5日間も放置していた事実も合わせれば、後で機械的にまとめて署名押印をすれば足りると考えていたのではないかと推認される。

加えて、本件署名押印誤りの事実は、請求人及び本職ら代理人が気付いて指摘した平成28年9月12日までは、本件課税処分に対する再調査の請求における手続で何ら説明されてこなかった。請求人らが指摘した後で初めて、誤りの経緯についてまとめた文書を開示することで説明とさせていただきたい旨の説明を受け、10月3日付けの追加の開示決定により、3月30日付けの調査報告書の開示を受けたものである。このような経緯から、処分庁が誤りを露見しないようにしていたことは明らかである。

c 以上の本件署名押印誤りから、処分庁職員らにおいて、質問応答記録書の作成及び保管がずさんであったことが明らかであり、本件文書について「作成しておらず、保有していないため」とする不開示の理由を信用することはできない。

(イ) 本件課税処分における本件文書の存否の意味

本件文書は、上記イ(イ)bのとおり、重要な証拠収集の方法の1つとなり得るものである。

しかし、本件文書以外の特定個人Cに関する質問応答記録書によって、同人の「隠ぺい又は仮装」の直接証拠とすれば足りると考え、「隠ぺい又は仮装」の認定を疑わせるような記載のある本件文書を証拠としないようにするとの判断が、処分庁の意思ではないとしても、処分庁職員らの意思として働いた可能性が大いにある。かかる判断に基づき、処分庁職員らが、保有個人情報開示請求による開示の可能性を考えず、請求人の署名押印によって完成した行政文書たる本件文書を安易に破棄又は隠匿したため、「作成しておらず」として、不開示決定を行ったというべきである。

オ 審査請求手続で求めること

諮問先である情報公開・個人情報保護審査会の職権調査として、以下の調査が行われることを求める。

- ・各開示請求及び本件開示請求における補正事績の調査
- ・特定国税局総務部総務課の特定職員H（前事務年度）及び特定職員I（現事務年度）に対し、本件開示請求及び各開示請求における手続の状況を陳述させ、事務に関する記事等を提出させる。

・平成28年2月24日の請求人に対する質問調査に關与した特定職員F，特定職員E及び特定職員G並びに本件課税処分に係る税務調査に關わった全ての処分庁職員らに対し，本件文書ほか各質問応答記録書の作成状況や作成指示状況につき，認識している事実を陳述させ，調査記事等を提出させる。

・処分庁に，本件課税処分のために作成された，一切の質問応答記録書，調査報告書その他調査の過程で作成された行政文書を提出させ，あるいは，その内容を分類整理したインデックス資料を提出させる。

・処分庁に，処分庁職員らが属する特定部特定課内及び本件文書作成の際の質問者である特定職員Gが異動後に所属する特定税務署特定部門内のデスク，キャビネット等における本件文書の探索を行わせ，その調査報告書を提出させる。

## (2) 意見書

### ア 原処分は違法又は不当であること

#### (ア) 本件請求保有個人情報を作成されたこと

a 一般に質問応答記録書が有する機能は，上記(1)イ(ア)のとおりであり，本件において本件請求保有個人情報を作成されたのが明らかであることは，上記(1)イ(イ)及びウのとおりである。

特に，本件請求保有個人情報を作成されたという記憶は，審査請求人と同人の調査に立ち会った税理士に共通するところであるばかりでなく，税理士が調査時に作成した手書きメモ（以下「本件メモ」という。）の存在から，確かなものである。本件メモは，平成28年5月1日付け「相続税調査経過報告書」を作成した際の原資料であり，審査請求人等に対する相続税調査の各期日に立ち会う中で，質問応答等調査内容を聞きながら書き留めたものである。

b 本件請求保有個人情報は，平成28年2月24日の調査に係るものであるが，本件メモにおける同日の調査内容の記載は4頁にわたる。本件メモにおける同日以外の記載頁数を見ると，同年3月1日は9頁，同月3日は4頁，同月4日は1頁，同月24日は2頁，同月25日は1頁，同年4月18日は2頁となっている。また，同年2月24日の調査内容は，審査請求人に対する調査の初日であって，同人の家族構成，趣味，自己の財産から，被相続人特定個人A及び特定個人Bが保有していた財産についての認識，特定個人Bの元夫である特定個人J（本件メモ2頁目）の特定家における地位（引用省略）等に至るまで，幅広いものであった。

特に、特定個人Jが、審査請求人の甥であり特定個人Bの子である特定個人C（同人は相続税等課税処分に対する審査請求人となっており、以下、第2の2（2）においては、同人を「別件審査請求人」という。）と同様に税理士であること、特定個人Jが「発言力」をもっており、被相続人特定個人Aの相続税申告を税務代理したこと、特定個人Bと特定個人Jの離婚に伴う財産分与において、特定個人B死亡後、特定個人Jと別件審査請求人が紛争状態であったことから、審査請求人が特定個人Jをどう認識していたかは、別件審査請求人に対する相続税等課税処分において、重要な事実であったのである。別件審査請求人に対する相続税に係る課税処分に対し、同人がした再調査の請求に対する決定書から、同人に対する処分において、特定個人Jが重要な人物であったことは明らかである。

c 以上のように、本件メモにおける平成28年2月24日調査内容の記載の量、同日の調査内容の重要性及び他の日は全て質問応答記録書が作成されたという事実から、同日の質問応答が記載された本件請求保有個人情報を作成されたことは明らかである。

(イ) 本件請求保有個人情報は保有されており、保有されていないとすれば、同情報は紛失又は破棄されたこと

a 理由説明書（下記第3）の2の第2段落記載のとおり、処分庁が質問応答記録書を作成した場合、これを「相続税決議関係書類」として編てつする方法で保存することを前提とすれば、平成28年2月24日に作成された本件請求保有個人情報が見つからない事実を合わせれば、以下のとおり、本件請求保有個人情報が作成された後で、①編てつされる前に処分庁職員がこれを紛失又は破棄した可能性、②処分庁職員が破棄せずに個人デスク等で保管している可能性が考えられる。

①及び②は、通常、公務員が取る行為とは考えられないが、本件では公務員たる処分庁職員がこれを行う動機及び傾向が認められるのである。

b まず、処分庁職員は、別件審査請求人に隠ぺい又は仮装が認められるとして同人に相続税に係る重加算税賦課決定処分を行うため、隠ぺい又は仮装の認定を妨げ得る事実は証拠として残さない、すなわち、同人と同様に税理士である特定個人Jが被相続人特定個人Aの相続税申告に関与していたことがうかがえる事実である審査請求人からの聞き取り内容を証拠として残さないという動機が存在する。とりわけ、特定部特定課による調査は「重加算税以外には目もくれない」と言われるほどであり、審査請求人及び別

件審査請求人に対する調査が処分庁の特定課職員により行われていることに照らすと、同職員がかかる動機を有していることは強く疑われる。

かかる動機があれば、処分庁職員であり、平成28年2月24日の調査を担当した特定職員Gもしくは特定職員Fが単独で、又は両名が共同で、両名が審査請求人の自宅で作成した本件請求保有個人情報、他の処分庁職員に知らせることなく破棄し、あるいは両名いずれかの個人デスクに現在も保管していることが合理的に考えられる。

- c また、上記担当職員である特定職員Fは、審査請求人と同様に相続税調査を受けた特定個人Dに係る平成28年3月24日付け質問応答記録書及び審査請求人に係る同月25日付け質問応答記録書において、いずれも質問者の欄を空欄にしたまま、同月30日まで何らかの場所に一緒に保管し、同日になって初めて質問者の欄に質問者の署名押印を求めたことから、行政文書の記載内容を相当程度期間経過後に追加するというずさんな文書作成の傾向や個人デスクに保管されたまま内部決裁を受けず、行政文書を紛失し得る傾向が見られる。また、同月25日の質問者である特定職員Eに署名押印を求めるべきところ、他の調査日における質問者であった特定職員Gに署名、押印を求め、実際、同人が署名押印をしたことで、質問者の記載を誤った行政文書が作成されたことから、過失による紛失や破棄の可能性は十分に高い。
- d 以上のことから、本件請求保有個人情報が作成された事実を前提にし、諮問庁の同情報を保有していないという主張を合わせれば、処分庁が、本件請求保有個人情報を紛失又は破棄したことにより保有していないか、又は、処分庁のいずれかの職員が隠匿しているため処分庁が保有していると回答することができないことは明らかである。

#### (ウ) 小括

したがって、本件請求保有個人情報は作成されており、処分庁職員によって隠匿されているのであれば、処分庁は保有していることに相違ないのであるから、原処分は違法である。また、作成されたものが本件開示請求の時点までに処分庁職員によって紛失又は破棄されたならば、処分庁は保有しておらず、原処分は適法ではあるものの、保有しないこととなった理由に国家公務員法違反又は刑法に抵触する事実があつて、原処分は不当である。

#### イ 求める調査

審査請求人は、御庁が情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4



項に基づき諮問庁に対する調査を行うことを求める。具体的には、上記（１）オに記載のとおりであるが、特に求める調査は、上記アを踏まえれば、①平成２８年２月２４日の審査請求人に対する調査において質問者又は作成者となった特定職員Ｇ及び特定職員Ｆ、兩名の管理者であり、同年３月２５日の調査では質問者となった特定職員Ｅ、これらの者の管理者である特定課長及び特定部長並びに、審査請求人や別件審査請求人に対する相続税調査に関わった処分庁職員に対し、各別に質問し、その知っている事実を陳述させること、②処分庁に、相続税調査の過程で作成された一切の行政文書を提出させ、かつその内容を分類整理したインデックスを提出させること、③同年２月２４日の調査のために出張する際に作成されたと考えられる行政文書等の持ち出しと持ち帰りを記録する文書を提出させること、④御庁職員の指示の下で、処分庁特定部特定課内のキャビネット及び書庫を搜索させ、並びに、特定職員Ｇ及び特定職員Ｆが現在使用している個人デスク及びキャビネットを搜索させることである。

### 第３ 諮問庁の説明の要旨

#### １ 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定国税局長（処分庁）に対して、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

本件開示請求に対し、処分庁は、平成２８年８月２３日付け特定記号１－２７により、法１８条２項の規定に基づき、保有していないことを理由に不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、審査請求書において、原処分を取り消し、全部開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

#### ２ 原処分の妥当性について

質問応答記録書は、調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する行政文書であるところ、審査請求人が受けた相続税調査事案においては、本件対象保有個人情報の作成はなされていない。

また、処分庁の事務処理手続上、質問応答記録書が作成された場合、「相続税決議関係書類」として編てつされることになっているところ、本件審査請求を受け、処分庁を通じて、審査請求人が受けた税務調査に係る相続税決議関係書類、相続税決議関係書類に係る行政文書が保管されているキャビネット及び書庫を入念に探索したが、本件対象保有個人情報はな

かった。

これらのことから、本件対象保有個人情報について、保有していないことを理由に不開示とした原処分は妥当である。

### 3 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報について、保有していないことを理由に不開示とした原処分は妥当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年2月13日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月13日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月14日      | 審査請求人から資料を收受  |
| ⑤ | 同年6月7日     | 審議            |
| ⑥ | 同月15日      | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報を全部開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人に対する税務調査において作成されたとする平成28年2月24日の質問応答記録書（以下「本件記録書」という。）であると認められる。

そこで、国税当局の税務調査において作成する納税義務者等から聴取した内容に係る文書や税務調査の経緯に係る文書等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 国税庁が作成した「質問応答記録書作成の手引」によれば次のとおりである。

調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対して質問し、それに対して納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するために作成する文書として質問応答記録書及び調査報告書がある。前者は、当該事項の要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する文書であり、後者は、当該事項の要旨を記録し、統

括官等に報告するために作成する文書である。

納税義務者等からの聴取を実施した場合に、その内容を記録する方法としては、①納税者等から聴取した事項を質問応答記録書に記録するとともに、「質問応答記録書を作成した」旨を記載した調査報告書を併せて作成する方法、②質問応答記録書は作成せずに、納税義務者等から聴取した事項の要旨を記載した調査報告書のみを作成する方法がある。①の方法によることが基本であるが、納税義務者等から調査の協力が得られない等の理由で質問応答記録書の作成が困難な場合には、調査報告書に納税義務者等から聴取した事項を記録する②の方法により、①の方法を補完することになる。また、必ずしも質問応答記録書を作成する必要がないと判断した場合にも、質問応答記録書の作成は行わず、調査報告書に納税義務者等から聴取した事項を記録することとしている。

イ 平成28年2月24日に実施した審査請求人に対する税務調査（以下「本件税務調査」という。）に関しては、質問応答記録書は作成せず、調査報告書を翌日（同月25日）付けで作成し、上司の決裁を同月29日に受けている。

本件税務調査は、審査請求人に対して複数回行った調査のうちの初回の調査であり、審査請求人、被相続人特定個人A及び被相続人特定個人Bに関する概況のほか、相続財産や遺産分割協議の内容、相続税の申告書の提出の経緯等について審査請求人から聴き取り等を実施したものである。当該聴き取り等の内容については、その内容及び時間の制約から、質問応答記録書を作成せず、調査報告書（以下「本件報告書」という。）を作成している。

なお、本件税務調査を担当した特定職員F及び特定職員Gに対し、本件税務調査に係る質問応答記録書の作成の有無について聴き取りを実施したところ、本件税務調査においては、特に質問応答記録書を作成すべきような回答もなく、また、質問応答記録書を作成する時間もなかったことから、質問応答記録書は作成しておらず、調査報告書を作成したのみであるとのことであった。

ウ 税務調査の過程においては、調査の年月日、方法・場所、調査事項・応接状況等、指示事項等を記載する調査経過記録書を時系列で作成することとしており、質問応答記録書や調査報告書を作成した場合には、その旨を調査経過記録書に記載している。

本件税務調査を含む被相続人特定個人A及び被相続人特定個人Bの相続税調査の調査経過記録書（以下「本件経過記録書」という。）の平成28年2月24日の欄には、調査報告書を作成した旨が記載されているが、質問応答記録書を作成した旨の記載はされていない。

エ 審査請求人は、調査担当者が本件記録書を紛失・破棄・隠匿等した可能性があると主張するが、本件記録書を作成した事実はないのであるから、紛失・破棄・隠匿等がされることはない。

(2) 諮問庁の説明に対する検討について

ア 諮問庁から「質問応答記録書作成の手引」の提示を受け、当審査会において確認したところ、質問応答記録書等の作成に係る内容は、上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであると認められる。

イ 諮問庁から本件報告書の提示を受け、当審査会において確認したところ、それに記載された内容及び上記(1)アの質問応答記録書の作成と調査報告書の作成の関係に照らし、上記(1)イの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

ウ 諮問庁から本件経過記録書の提示を受け、当審査会において確認したところ、他の日付の欄には質問応答記録書を作成したことの記載がある一方、平成28年2月24日の欄には、上記(1)ウの諮問庁の説明のとおり、調査報告書を作成したとの記載があるのみで、質問応答記録書を作成した旨の記載はない。

本件経過記録書には、質問応答記録書又は調査報告書を作成した旨の記載が複数認められたため、諮問庁からこれらに該当する質問応答記録書及び調査報告書全ての写しの提示を受け、当審査会において確認したところ、本件報告書を含め、本件経過記録書に記載の文書が全て存在していることが認められた。

エ 平成28年3月25日に作成された審査請求人に係る質問応答記録書には、審査請求人の氏名や住所等のほか、被相続人特定個人Aの相続に係る財産の把握、遺産分割協議及び相続税申告書の作成についての審査請求人の関与の度合いに関する事項について、質問応答形式で記載がされているところ、その内容は、本件税務調査に関し作成された本件報告書に記載された内容の域を出るものではないと認められ、このことは、本件記録書が作成されていなかったことをうかがわせるものといえることができる。

オ 以上によれば、本件記録書を作成した事実はない旨の諮問庁の説明については、関係資料の記載内容とも整合しており、特段不自然、不合理であるとはいえない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、上記第2の2(1)ウ(ア)及び2(2)ア(ア) aのとおり、同人自身が本件記録書が作成されたことを記憶している旨主張し、「各調査で自らが押印に使用した印鑑のことなどを克明に覚えている。」とも主張している。しかし、審査請求人が資料として提出した、審査請求人の代理人弁護士作成に係る審査請求人からの電

話聴取の結果を記録した書面（以下「代理人作成書面」という。）によれば、平成28年2月24日に本件記録書に押印したとする印鑑については、本件税務調査の際に調査担当者が開けた金庫の中に実印が入っていたというエピソードの存在を挙げた上で、本件記録書に押印した印鑑が実印であったとすることにつき、「確か」や「思います」といった表現をもって述べているにとどまり、審査請求人が、同日に使用したとする印鑑について克明に記憶しているようにはうかがわれない。

また、代理人作成書面によれば、審査請求人は、本件税務調査時（平成28年2月24日）及び平成28年3月の調査時に、審査請求人の住所や年齢に誤りがあったとして、「2回目なのにまた間違えた」と思った記憶もあるから、本件税務調査時に本件記録書が作成されたはずであるとの趣旨の回答をしている。そこで、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件税務調査を担当した特定職員Fによれば、同月25日及び同年4月18日の審査請求人に対する調査において作成した質問応答記録書において、住所や氏名に誤りがあったとのことであり、このことは、上記（2）ウで確認した上記両日の質問応答記録書の記載により裏付けられているから、審査請求人の上記回答も、本件記録書の存在をうかがわせるものとはいえない。

イ さらに、審査請求人は、上記第2の2（1）イのとおり、平成28年2月24日当時、本件記録書が作成されるべき状況にあった旨主張するが、当該主張は、本件記録書が作成されたと断定するに足りるものではない。

ウ 加えて、審査請求人は、上記第2の2（1）エ（イ）及び（2）ア（イ）のとおり、特定国税局の職員が本件記録書の記載内容が不都合だとして破棄等したと考えられる旨主張する。しかし、審査請求人や調査に立ち会った特定税理士から破棄等の事実を糾弾される危険を冒してまで本件記録書を破棄等する理由は見だし難い。

エ したがって、審査請求人の上記アないしウの主張は、いずれも本件記録書が作成されたことを裏付けるものとはいえない。

#### （4）特定税理士の供述等について

ア 審査請求人は、上記第2の2（1）ウ（イ）及び2（2）ア（ア）aのとおり、本件税務調査には特定税理士が立ち会っており、同人が本件記録書が作成されたことを記憶している旨主張しているところ、審査請求人が資料として提出した、審査請求人の代理人弁護士作成に係る特定税理士からの電話聴取の結果を記録した書面によれば、本件税務調査において本件記録書が作成されたことに間違いが

ないとする根拠に関し、特定税理士が「毎回記録しています」及び「経験上、税務調査の初回に質問応答記録書が作成されないことは通常ないと思います」と回答した旨の記載がされている。しかし、上記各回答のうち、前者については、特定税理士が調査に立ち会った際に作成したとされる本件メモに、平成28年2月24日に質問応答記録書が作成された旨の記載が存しないことと整合せず、後者については、特定税理士の考えが一般論として述べられたものにとどまるのであって、特定税理士が同日に本件記録書が作成されたことを具体的に記憶しているとする点には疑問が残る。

イ また、特定税理士が作成したのものとして審査請求人から提出された平成28年5月1日付け「相続税調査経過報告書」を見ると、本件税務調査に係る部分には、審査請求人が指摘するとおり、「質問応答記録書を作成（特定職員F）」との記載があることが認められる。しかし、上記アのとおり、その作成の基となったものとされる本件メモには、同年2月24日に本件記録書が作成された旨の記載が存しないのであるから、本件記録書の存否を判断する上で、上記「相続税調査経過報告書」に特段の意義を見いだすことはできない。

(5) そのほか、特定国税局が本件対象保有個人情報保有していることをうかがわせる事情は存しないから、特定国税局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定国税局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子